

徳島県土木工事における 設計変更ガイドライン（案）

令和~~2~~6年~~4~~7月

徳島県 県土整備部

5 設計変更が不可能なケース

次のような場合は、原則として設計変更できない
(ただし災害時等緊急の場合はこの限りではない)

- ① 契約図書に条件明示のない事項において、発注者との「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工した場合
- ② 発注者と「協議」を行っているが、協議の回答(指示)がない時点で施工を実施した場合
- ③ 「承諾」で施工した場合
- ④ 契約約款・徳島県土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という)に定められた所定の手続きを経していない場合『契約約款第18条～25条, 共通仕様書1-1-1-~~18~~**19**～1-1-1-~~20~~**21**』
- ⑤ 正式な書面によらない事項
(ただし、軽易なものにあつては、口頭指示によることができる。
「徳島県土木工事請負施行監督要綱第10条」)
- ⑥ 当初の設計図書に従って施工しても支障がない場合
- ⑦ 任意仮設において、施工方法の変更の場合
(ただし、現地条件に齟齬がある場合は除く)